

個人情報保護委員会（第218回）議事概要

- 1 日時：令和4年9月28日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：中村委員長代理、大島委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた地方公共団体における対応状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「事務局から報告があったように、地方公共団体における個人情報保護法施行条例案等の今後の議会への上程予定時期が明らかになった。他の団体の先陣を切って、9月議会に条例案を上程された団体に対しては、ここまでの御尽力に感謝を申し上げたい。また、地方公共団体に対する様々な形での資料提供や、条例案の事前相談、法令解釈等の照会等への対応など、これまでの事務局の取組を通じて、地方公共団体における条例整備の必要性の理解や条例案の検討が進捗した結果、上程時期について未定とする団体の数が大幅に減少しているものと評価している。一方で、上程時期について未定としている団体や、令和4年度末に上程を予定している団体に対しては、住民への周知期間確保の観点等からも、今後、できる限り今年中といった早期に上程いただけるよう、都道府県ともよく連携しながら密にコミュニケーションを取り、引き続き、条例策定に向けて伴走していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

- (2) 議題2：地方公共団体情報システム標準化基本方針（案）に係る協議への対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「事務局から報告があったように、地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者、ガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報保護法に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報等の適正な取扱いが確保されることが肝要である。デジタル庁を始めとする関係府省や地方公共団体等に対して、『地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項の規定に基づく意見（案）』で示した五つの点に留意しながら地方公共団体情報システムの標準化を推進していただくよう、必要な助言等を行っていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

(3) 議題3：監視・監督について

※内容については非公表

以上